

令和 8 年 10 月 2 日

各部等の長 様
各事務局長 様

財務部長

令和 9 年度当初予算の編成について（依命通知）

「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）によると、「政府は、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、令和 9 年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。」としており、こうした国の動向や地方財政に対する施策を十分注視していく必要がある。

このような経済社会情勢における本市の財政状況は、令和 7 年度一般会計決算において、財政調整基金は 20.4 億円まで減少し、令和 8 年度当初予算編成時に 10.2 億円繰入したため、予算上の財政調整基金残高は、10.2 億円まで減少している。また、財政の硬直化をあらわす経常収支比率は、内部管理経費の削減や事務事業の見直し等による歳出抑制に加え、地方税、地方交付税等の経常一般財源の増加により、96.9%と前年度比で 0.6 ポイント改善したが、依然として厳しい財政状況となっている。

今後、医療費、福祉サービス費等の社会保障費及び公債費が増加していることに加えて、公共施設等の維持管理費のほか、物価上昇など社会情勢を背景とした新たな財政需要の増加も見込まれることから、財政収支見通しでは極めて厳しい財政運営となることが予想される。

令和 9 年度当初予算編成に当たっては、令和 6 年 9 月に策定した「伊達市財政構造改革プログラム」（以下「財プロ」という。）に基づき、市民が希望を持てる「伊達市の未来創造」に向けて各種施策に取り組むために、限られた財源を最大限に活用した収支均衡型の財政構造への変革に取り組むとともに、人口減少対策や早期に着手すべき戦略的事業などの重点推進分野への重点的・優先的な配分により、持続可能な未来へと歩みを進めなければならない。

以上のことから、職員が一体となって知恵を絞り、限りある財政資源を自覚し、行政経営方針に基づいて、本市にとって真に必要な事務事業を執行できる予算編成を進めていくものとし、職員一人ひとり、このことを深く認識して、次の事項を踏まえて対応するよう、命により通知する。

第1 基本的事項

1 予算編成の基本的考え方

財プロ及び次の事項に基づき予算編成を行う。

- (1) 当初予算は、「通年予算」で編成することとし、年度途中における予算補正は原則行わない方針（制度改正や災害関連経費など喫緊であり真にやむを得ない状況の場合は除く。）であることから、年間を通した予算額を適切に計上すること。
- (2) 「オール伊達市」という部局横断的な観点を基本に、関係する部局と十分協議をした上で適切に予算を計上すること。
- (3) 既存事業については、行政評価及び事務事業の見直しの結果を踏まえるとともに、政策上の必要性及び費用対効果に関して再度検証を行い、事業の廃止又は休止、事業費の縮減等を含め徹底的に見直すこと。
- (4) 新規事業について予算計上する場合は、新たな財源の確保又は既存事業の削減により、当該事業に係る財源を生み出すこと。
- (5) 過疎計画事業については、掲げられている基本目標を踏まえ、地域の持続的発展に資する事業内容となるよう留意し、財源の有効活用に努めること。
- (6) 国・県をはじめ多様な財源を積極的に確保すること。
また、ネーミングライツ、ふるさと納税、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング、民間団体の補助金など、新たな資金調達の積極的な活用を図ること。
- (7) 予算の積算に当たっては、事業内容を見直すなど最少の経費で最大の効果が見込めるよう工夫し、市民の目線に立った無駄のない見積りに努めること。

2 予算編成の手法

令和9年度当初予算においては、前年度に引き続き、財プロに基づき、基金に頼らない歳入に見合った収支均衡型の財政構造へ変革を進めるため、各課からの予算要求に対して財務部がすべての事務事業をゼロベースで見直し、査定する「一件査定方式」により行う。

部局長が中心となり、コスト意識の向上と質の高いサービスの提供による効率的な行政運営を目指し、すべての事務事業について聖域なく見直しを実施し、必要経費に係る予算要求をすること。

第2 歳入に関する事項

歳入は、過大な見積りとならないよう、過去の実績や今後の見通し等を踏まえ、財源の確保に最大限努力するとともに、社会経済情勢、国や

県の動向及び制度の改正に十分留意の上、正確な積算基礎により確実な額を見込むこと。

- 1 市税については、賦課及び徴収事務の合理化を進めるとともに、市民負担の公平性確保の観点から、課税客体の適正な捕捉と滞納整理に重きを置き収納率の向上に努めること。

また、経済情勢や税制改正等を注視し適切に見積もること。

- 2 地方譲与税、地方交付税等については、地方財政計画の見通しなどに留意し適正に見積もること。

- 3 分担金及び負担金については、事業の性格や受益の限度等を十分に検討し、法令等にも留意し負担の適正化に努めること。

- 4 使用料及び手数料については、利用者負担の公平性の観点及び受益者負担の原則に基づき、定期的に見直し、適切に見積もること。

- 5 国・県等支出金については、国及び県の予算編成や補助制度の動向を常に把握し、活用可能なメニューを最大限に活用すること。

また、事業内容や事業効果等を検討し、関係機関との十分な連絡、調整により、補助率、負担率、基準単価等を的確に把握し、確実性のある見込額を計上すること。

なお、国・県等支出金の削減に伴う市負担の増額振替は、これまでと同様原則認めない。

- 6 財産収入については、未利用財産の売却や貸付、基金の債権運用等により収入の確保を図ること。

また、財産貸付料についても貸付価格の見直しを行うこと。

- 7 市債については、その発行額は必要最小限とするものとし、適債事業についても、事業の緊急度や事業効果等をよく検討すること。

なお、起債事業については、財政課との協議を必要とする。

- 8 その他の収入については、市有資源を活用した広告収入やネーミングライツなど、金額の多寡に関わらず、創意工夫による新たな財源確保に努めること。

第3 歳出に関する事項

歳出予算は、すべての経費について財プロに基づき、歳出見直しの具体的方策により必要額の積算を行うこととし、すべての予算要求に対して財務部による査定を実施する。

なお、歳出予算の見積りに当たっては、価格転嫁を適切に行えるよう、労務費や原材料費などの物価上昇を反映させたものとする。その上で、最少の経費で最大の効果が得られるように創意工夫し、別途示す「予算調製基準」等を参考にしながら適切に計上すること。

また、見積額に過不足がある場合は、早急に財政課の各部担当者に協議すること。

1 非裁量的経費

非裁量的経費とは、公債費、人件費、扶助費、他会計繰出金、一部事務組合負担金等とし、次に定める内容で必要額を的確に見積もること。

なお、非裁量的経費の財源を裁量的経費の事業に流用することは一切認めないので留意すること。

(1) 人件費

ア 職員給与等は、令和9年1月1日現在の現員数を基本とし、退職者数及び採用職員数を見込み積算することとするが、超過勤務手当については、人事課から示される配分額（各課単位）により、予算を計上すること。

イ 会計年度任用職員については、必要性及び効果を踏まえた任用を検討し、人事課による査定結果に基づき計上すること。

(2) 扶助費

ア 社会保障費関係については、国の制度改正の動向等を的確に把握し、本市の当該経費の決算や本年度の支出状況などを考慮した上で計上すること。

イ 国・県支出金等の動向を注視し、実績数値等から十分精査して積算すること。

(3) 他会計補助金及び繰出金、一部事務組合負担金

ア 公営企業、特別会計等への補助金及び繰出金については、繰出基準等により計上することとなるが、当該補助金及び繰出金の算出基礎となる経費については、公営企業及び各特別会計において、事業内容の精査等の見直しを行い、算出基礎額の圧縮に努めること。

イ 一部事務組合負担金は、伊達地方消防組合、伊達地方衛生処理組合等に対する負担金等を計上すること。

2 裁量的経費

裁量的経費は、「1 非裁量的経費」以外のすべての経費とし、財プロにおける歳出見直しの具体的方策に従い、次に定める内容で予算を見積もること。

(1) 事務事業の見直し

事務事業については、例外なく終期設定を徹底し、必要性等を踏まえた事業の継続、廃止、中止等の検証を行うこと。

(2) 業務改革による人的・財政的負担軽減

行政事務のデジタル化、適切な業務システムの導入等による業務改革を行い、行政コストの削減及び業務生産性の向上を図ること。

(3) 内部管理経費削減の徹底

内部管理経費の削減を徹底し、ペーパーレス化や事務執行方法の改善などあらゆる創意工夫により、今まで以上の削減を実施すること。

(4) 補助金及び交付金の見直し

補助金及び交付金については、「伊達市補助金ガイドライン」に基づき、補助金、交付金のあり方検討、補助率や補助金額の見直し、補助事業の終期設定、効果検証による廃止の検討を実施した上で、予算計上すること。

(5) 投資的経費の規模の抑制

投資的経費全般について、新規着手及び新たに構想を策定する施設整備事業については、原則市職員による調査までとし、構想策定を含め具体的な事業に着手しないこととする。なお、すでに実施を決定した事業についても、事業内容の見直しを行い、事業費の抑制や進捗調整を実施すること。

また、投資的経費の財源としては、国・県支出金や交付税措置の多い起債を有効に活用するなど、財源の検討をした上で予算要求をすること。

(6) 施設等修繕経費について

公共施設等の修繕費については、「伊達市公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的視点により計画的な保全整備を進めることとし、修繕箇所の的確な把握と優先度を明確にした上で、必要経費を見積もること。

(7) 政策的事業の取り扱い

伊達な地域創生戦略事業、過疎計画事業、その他政策調整会議等により決定した事業については、当該計画等により決定した額を計上することとするが、事業費については、財務部による査定を行う。

第4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計の予算編成についても、厳しい財政状況の中で、事業内容の見直し等による経費の節減や、料金収入の増額対策等を講じながら、独立採算性の確保と経営の健全化をさらに進めること。

- (1) 一般会計からの補助金及び繰入金については、事業内容の精査等の見直しを行い、算出基礎となる経費の圧縮に努めること。
- (2) 特別会計の持つ将来計画等については、市政運営に多大な影響があることから、政策調整会議などの決定により進めること。

第5 予算編成日程等について（予定）

- (1) 予算編成説明会 10月6日（火）
- (2) 予算入力期間 10月6日（火）～10月30日（金）
- (3) 財務部査定（ヒアリングを含む。） 11月2日（月）～
- (4) 市長査定 1月20日（水）～